

信託契約代理店（詳細版）

制度調査部
中田 綾

信託業法の改正

【要約】

- 2004 年 12 月 30 日「信託業法」が施行された。それを受けて、「信託業法施行令」「信託業法施行規則」及び「信託会社等に関する統合的な監督指針」等も同日施行されている。
- 本稿では、信託業法施行令及び公表された省令・事務ガイドラインを併せて、「信託契約代理店」を詳解する

■ 信託契約代理店の業務

- 信託契約代理業とは、信託契約の締結の代理または媒介を行う営業を言う（信託業法 2 条 8 項）。また、信託契約代理店は、信託会社から委託を受け、その信託会社のために信託契約代理業を営まなければならない（同 67 条）。複数の信託会社から委託を受けることは可能である。
- 「媒介」とは、信託契約の締結にあたり、委託者及び受託者の両当事者に働きかけ、契約成立に尽力する行為をいう。次の業務を行うものは、信託契約代理店の登録を受けなければならない（ガイドライン 9-2-1）。

- （１）信託契約の締結の勧誘
- （２）信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明
- （３）信託契約の申込みの受領

- 信託契約代理業に該当しない行為としては、例えば、次のものがある。
 - ・ 委託者に単にアドバイスを提供する活動
 - ・ 指示を受けて行う商品案内チラシの配布
 - ・ 一般的な信託商品の仕組みや活用法などについての説明
- 信託契約代理店が締結できる信託契約の範囲は、所属信託会社が引き受けを行うことができる信託の範囲に限定される。
- また、信託契約代理店による兼業は、他に営む業務が公益に反しない限り認められる。

■ 信託契約代理業の届出

- 信託契約代理店を行う者は内閣総理大臣の「登録」を受けなければならない。登録を受けようとする者は、申請書（様式は施行規則別紙様式第 18 号） 添付書類（次の(1)～(8)） その写し（１通）を、管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出する

- (1) 欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (2) 業務方法書
- (3) 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本
- (4) 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（またはこれに代わる書面）
- (5) 法人であるときは、役員の履歴書及び役員の住民票の抄本（またはこれに代わる書面）、役員が欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (6) 所属信託会社（信託契約代理店に委託した信託会社）との間の信託契約代理業に係る業務の委託契約書の写し
- (7) 信託契約代理業以外の業務を営む場合は、その業務内容を記載した書面
- (8) 申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面

○ 所属信託会社が代理人として信託契約代理店の届出を行うことが可能である。その際は、委任状などにより代理権があること、及び代理権の範囲について確認される。

○ (1) については、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、登録取り消し事由に該当すること及び罰則の適用がありうることを認識している」旨を記載する。

○ (2) の業務方法書には、次に掲げる事項を記載する。

取扱う信託契約の種類

取扱う信託契約の種類ごとに信託契約の締結の代理または媒介のいずれを行うかの別

信託契約代理業務の実施体制

- 1 . 営業所または事務所を、他の信託会社等と同一の建物に設置している場合は、顧客が当該信託代理店を他の信託会社等であると誤認することを防止するための体制
- 2 . 信託会社等が信託契約代理店を営む場合は、顧客が当該信託契約代理業務に係る信託契約を信託会社等が引き受けを行う信託であると誤認することを防止する体制

○ (8) については、(ア) 信託業務または信託契約代理業務に関する知識を有する者(…) (イ) 信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者(…) が知識を習得した方法、(ウ) 当該者の配置予定先、を記載する。

「信託業務の知識を有する者」は、信託業務の経験を有する者や研修の修了者などが含まれる。旧信託業法に基づき信託代理店業務に従事している者も「信託業務に関する知識を有する者」に該当する。

「信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者」は、信託関連法令に詳しい法律専門家や所属信託会社の法令等遵守部門が実施する研修の修了者などが含まれる。その他、法務・コンプライアンス部門や法令遵守の管理部門に従事している者も「信託業務等に関する知識を有する者」に該当する。

■ 登録拒否要件

○ 登録の申請者が次の (1) もしくは (2) に該当する場合は、その登録が拒否される。

(1) 次のいずれかに該当する

申請者である個人が欠格事由に該当する

申請者である法人が次のいずれかに該当する

- 1 . 欠格事由に該当する
- 2 . 役員が欠格事由に該当する

信託契約代理店業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない

他に営む業務が公益に反する

(2) 申請者若しくは添付書類のうち虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けている

- 上記(1) については、業務方法書の記載内容が所属信託会社との間の「業務委託契約書」の写しの記載内容と整合的であるかが確認される。特に、信託代理業務の実施体制が、法令等を遵守した適正な営業を行うための体制が整備されていなければならない。所属信託会社がない場合は、当該登録拒否要件に該当するため、信託契約代理店を営むことはできない。

■ 信託契約代理店の説明義務

(顧客に対する説明義務)

信託業法第 74 条、規則第 76 条

信託契約代理店は、信託契約の締結の代理または媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- ・ 所属信託会社の商号
- ・ 信託契約の締結を代理するか媒介するかを別
- ・ 所属信託会社が 2 以上ある場合、顧客が締結しようとする契約について顧客が支払うべき信託報酬と、当該契約と同種の信託契約について他の所属信託会社に支払うべき信託報酬が異なるときは、その旨
- ・ 信託契約の締結の代理または媒介を行う場合について、顧客から当該信託契約に係る財産の預託を受けるときは、当該預託を受けることについての所属信託会社からの権限の付与の有無

- 複数の信託会社より委託を受けている場合は、全ての所属信託会社の商号を明らかにしなければならない。明示方法は具体的に規定されていないため、紙媒体で行うか、電磁的な方法で行うことも可能である。

(信託契約の内容の説明)

信託業法第 76 条 (第 25 条準用)、規則第 76 条

信託契約代理店は、信託契約による信託の引き受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し受託者の商号及び信託契約に関する事項 (信託業法第 26 条に規定されている) を説明しなければならない。ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りではない。

- 信託契約代理店は上記事項の説明義務が免除される「内閣府令で定める場合」とは次の場合を言う。
 - (1) 顧客が適格機関投資家である場合
 - (2) 顧客と同一の内容の金銭の信託契約の締結の代理または媒介をしたことがある場合
 - (3) 信託契約の媒介をする場合、所属信託会社が、信託法第 25 条の規定により顧客に当該信託契約の内容について説明を行うこととなっている場合
 - (4) 損失補填、または利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理、または媒介を行う場合

■ 所属信託会社の損害賠償責任

(所属信託会社の損害賠償責任)

信託業法第 85 条

信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理または媒介につき、顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき、相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理または媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

- 信託契約代理店が信託契約の締結の代理または媒介について、顧客に損害を与えた場合は信託会社がその責任を負う。
 - 例えば、信託契約代理店が媒介を行う際に顧客から財産の預託を受けた場合、信託契約代理店が信託会社に当該財産を引き渡す前に信託契約代理店が破綻した場合は、信託契約代理店の固有財産として当該財産が差し押さえられる可能性がある。このような場合には、所属信託会社に損害賠償を求めることも可能である^(注1)。
 - 信託会社が (1) 相当の注意をし、かつ、(2) 信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理または媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、損害賠償責任が免除される。ただし実際には、損害賠償責任が免除されることは難しいと思われる。
- (注1) 高橋康文『新しい信託業法』(2004年、第一法規)219頁。

■ 信託兼営金融機関による信託契約代理業

- 銀行等は、内閣総理大臣の認可を受け、信託契約代理業を営むことができる(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」)第1条)^(注2)。
- 兼営金融機関が信託契約代理店業を営む場合、(1)土地等を含む財産の信託で、土地等の処分を信託の目的全部または一部する信託に係るもの、(2)信託財産の管理または処分において宅地建物取引業法^(注3)に規定する宅地建物取引業を行う信託に係る業務を行うことができない^(注4)。

(金融機関が営むことができない業務)

兼営法施行令第3条、兼営法施行規則第3条

土地等(土地、定着物、地上権、土地貸借権)を含む財産の信託で、土地等の処分を信託の目的の全部または一部とするもの
 信託契約代理業のうち、に規定する信託に係るもの
 不動産の売買・貸借の代理及び媒介
 信託財産の管理又は処分において、宅地建物取引業法に規定する行為を行う信託
 信託契約代理業のうち、に規定する信託に係るもの
 不動産の鑑定評価
 不動産に係る投資に関し助言を行う業務
 商品投資顧問業に該当する業務

- (注2) 銀行が信託契約代理行を営むためには、(1)信託業法第67条第1項の登録を受けるか、(2)兼営法第1条第1項の認可+信託業法第67条第1項の登録をあわせて受けるか、のいずれかを行う必要がある。
- (注3) 宅地若しくは建物(建物の一部を含む)の売買若しくは交換、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為。
- (注4) 信託業法上の制限はない。

■ 証券会社による信託契約代理業

- 『証券会社に関する内閣府令』が改正され、次の二つが証券会社が営むことができる業務として追加された。証券会社が、これらの業務を営むこととなったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない(証券取引法第34条第3項)。

(証券会社が営むことができる業務)

証券取引法第34条第2項、証券会社に関する内閣府令第25条

信託契約代理業 信託受益券販売業

- つまり、証券会社による信託契約代理業は届出業務とされている。